

会 議 の 名 称	産 業 建 設 委 員 会 協 議 会	開 催 月 日 ・ 令 和 7 年 3 月 24 日 開 会 時 間 ・ 午 前 ・ 午 後 11 時 55 分 閉 会 時 間 ・ 午 前 ・ 午 後 00 時 07 分
出 席 者	栗津 明 花村 隆 藤川 貴雄 後藤 國弘 後藤 徹 佐藤 健	
欠 席 者		
オブザーバー	議長 野口 佳宏 副議長 原 一郎	
傍 聴 者	河崎 周平	
説 明 の た め に 出 席 し た 者	石黒副市長 吉村市長室長 藤井建設部長 山田上下水道部長 上坂土木監理課長 箕浦監理担当課長 金武土木監理課係長 木村経営課長 野村経営課主幹 中島工務課長 鈴木工務課主幹 谷口工務課長補佐 藤井議会事務局長 浅井議会総務課長 堀議会総務課課長補佐 森議会総務課主任	
協 議 事 項	1 付託案件の審査 ○議第 20 号 羽島市手数料条例の一部を改正する条例について ○議第 28 号 羽島市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について ○議第 31 号 市道路線の変更について ○議第 32 号 市道路線の認定について 2 その他	

【開会＝午前 11 時 55 分】

栗津委員長

ただいまから、産業建設委員会を開会いたします。本委員会に付託されました議案については、タブレット端末に格納したとおりであります。すでに説明が終わっておりますので、ただちに質疑に入ります。その前に委員長からお願いしておきます。委員及び執行部におかれましては、簡潔明瞭な質疑、答弁をお願いします。委員におかれましては極力、一問一答で質疑をお願いします。

また、執行部におかれましては、発言する前には挙手、マイクを使用し職名を発言の上、委員長の許可を得てから行うようにお願いします。

最初に、「議第 20 号 羽島市手数料条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。

花村委員

地籍調査等の閲覧は誰ができますか。

監理担当課長

地籍調査の成果は、地権者のみならず、不動産関係業者など一般の方でも閲覧することができます。

花村委員

この地籍調査は全国で行われているわけですが、市内の地籍調査等の成果の閲覧は羽島市役所に出向く必要がありますか。

監理担当課長

地籍調査が完了した地区の成果品は紙で保管しているため、閲覧したい場合は担当課まで来ていただくこととなります。

花村委員

これまでに調査が完了した筆数と面積はどれだけになりますか。その面積は全体計画に対してどれだけですか。

監理担当課長

令和 7 年 2 月末までに登記が完了した筆数は、インター東地区及びインター南部西地区の 864 筆で、面積は、0.63 ㎥です。全体計画の 43.43 ㎥に対し、完了した面積の割合は 1.4%でございます。

藤川委員

この測量図はどの程度の頻度で更新されるものですか。

監理担当課長

地籍調査が完了した地区の測量図は更新をする必要はございません。

藤川委員	どれほどの交付希望で、手数料収入はどれほどと見込んでいますかお聞かせください。
監理担当課長	令和 7 年度以降、年間 20 件程度で 6,000 円ほどの収入を見込んでおります。
栗津委員長	そのほかに質疑はありませんか。
	〔発言する者なし〕
栗津委員長	質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。
	〔発言する者なし〕
栗津委員長	討論を終わります。採決を行います。議第 20 号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
栗津委員長	ご異議なしと認め、議第 20 号は原案のとおり可決することに決しました。
	次に「議第 28 号」を議題といたします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。
佐藤委員	議案書 150 ページについて、第 3 条（１）について、改正前と改正後で比較をしますと、２年以上から３年以上と、実務経験年数が長くなっている部分があるように思われますが有資格者の減少に繋がる可能性があるのか伺います。
経営課長	第 3 条第 1 項の布設工事監督者の資格要件については、国と同様に、改正前では、大学の土木工学科を卒業し、衛生工学又は水道工学を専攻すれば水道の実務経験が 2 年、専攻しなければ 3 年でしたが、改正後は、一律、大学の土木工学科を卒業したものの実務経験は 3 年となっております。しかし、水道以外の分野の工業用水道、下水道、道路又は河川の実務経験が認められましたことで、全体的には、有資格者の対象者は今後広がるものと考えております。
佐藤委員	続きまして、第 3 条（９）について、外国の学校の卒業

	者に関し、「それぞれ当該各号に規定する学校において習得する程度と同等以上に修得した」ことの証明の手続き及び「最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験」の認証の手続き、また、先例の件数、先例の国・地域別の内訳についてお聞かせください。
経営課長	外国の学校の卒業者に関しては、採用時、配属時において、必要に応じて確認することを想定しています。当市においては外国の学校の卒業者の先例はありません。
佐藤委員	続きまして、専門学校の土木関係の学科を卒業し、専門士を有している場合に、対象になりうるのでしょうか。
経営課長	布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件においては、専門士のみでの対象はありません。
花村委員	布設工事監督者並びに水道技術管理者の資格要件が変更されるようすけども、その概要を報告してください。
経営課長	資格要件について、主な改正内容は、布設工事監督者につきましては、実務経験年数に水道以外の分野（工業用水道、下水道、道路又は河川）の実務経験を加味し、経験年数を変更、学歴・学科要件に「機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程」の追加、土木施工管理1級の技術検定の合格者の追加などです。 水道技術管理者につきましては、分類「布設工事監督者の資格を有するもの」を廃止し、学歴・学科要件に「土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程」の追加、技術士法試験の合格者の追加、土木施工管理1級の技術検定の合格者の追加などです。
花村委員	今回の改正の目的は何ですか。
経営課長	布設工事監督者及び水道技術管理者の確保が困難となっていることから、国が資格要件を見直したことを踏まえ、本市もそれらの資格要件を国と同様に改正するものです。
栗津委員長	そのほかに質疑はございませんか。 〔発言する者なし〕

栗津委員長	質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。 〔発言する者なし〕
栗津委員長	討論を終わります。採決を行います。議第 28 号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
栗津委員長	ご異議なしと認め、議第 28 号は原案のとおり可決することに決しました。 次に「議第 31 号」を議題といたします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。 〔発言する者なし〕
栗津委員長	質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。 〔発言する者なし〕
栗津委員長	討論を終わります。採決を行います。議第 31 号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
栗津委員長	ご異議なしと認め、議第 31 号は原案のとおり可決することに決しました。 次に「議第 32 号」を議題といたします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。
花村委員	新濃尾大橋から降りてきた道路の側道から今回認定したい市道へと入る部分には高低差があり、また狭さを感じる。高低差のある部分についてはすでにポールが立っているが、さらに何らかの対策はされるか。
監理担当課長	地元自治会から要望がございましたら、安全対策を検討していきたいと考えております。
花村委員	今回の認定により、羽島市道の路線数並びに総延長はど

	れだけになりますか。
監理担当課長	市道の路線数は 3,410 路線で、実延長は約 885km でございます。
栗津委員長	そのほかに質疑ございませんか。
	〔発言する者なし〕
栗津委員長	質疑を終わります。続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。
	〔発言する者なし〕
栗津委員長	討論を終わります。採決を行います。議第 32 号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
栗津委員長	ご異議なしと認め、議第 32 号は原案のとおり可決することに決しました。 以上で本委員会に付託された案件の審査は全て終了をいたしました。これをもちまして産業建設委員会を終了いたします。なお、委員長報告についてはご一任願います。 執行部の方は退席いただいて結構でございます。
	〔執行部退席〕
	【委員会閉会＝0 時 6 分】
	【協議会開会＝0 時 7 分】
栗津委員長	続いて協議会を開催いたします。当委員会として、行政視察報告書並びに提言を委員長において議長に報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
栗津委員長	そのように報告をいたします。以上で産業建設委員会協議会を終了いたします。ご苦労さまでございました。

	【協議会閉会＝午後 0 時 7 分】
--	--------------------